総　務　常　任　委　員　会　記　録

令和８年１月９日（金）午後１時30分～午後４時04分（第１委員会室）

○出席委員（８名）

委 員 長	沢井　和宏
副委員長	石山　波恵
委　　員	三浦由美子
委　　員	鈴木　　哲
委　　員	後藤　善次
委　　員	鈴木　正実
委　　員	宍戸　一照
委　　員	半沢　正典

○欠席委員（１名）

委　　員	村山　国子

○市長等部局出席者（危機管理室）

危機管理監兼危機管理室長兼デジタル政策監	尾形真一郎
危機管理室次長（災害対策担当）	小林　達矢
危機管理室次長（危機管理担当）	伊勢洋一郎
危機管理室室次長補佐兼計画係長	鈴木　　誠
危機管理室減災係長	本田　潤子
危機管理室室次長補佐兼防災係長	小澤　周一
危機管理室防災係主任	三浦　弘樹

○案　　件

所管事務調査「市民が安心して過ごせる避難所に関する調査」

１　当局説明

２　当局説明に対する意見開陳について

３　参考人招致について

４　その他

午後１時30分　　開　　議

（沢井和宏委員長）ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日、村山委員より１日間欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

初めに、当局説明を議題といたします。

今回は、市民が安心して過ごせる避難所に関する調査の所管事務調査に関し、危機管理室より説明を受けた後、質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

改めまして、本日は年初めの業務の多忙な折、当委員会の所管事務調査にご協力いただきました危機管理室の皆様には心より感謝申し上げまして、委員会を代表して御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。本日はよろしくお願いを申し上げます。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

（危機管理監兼危機管理室長）本日は総務常任委員会所管事務調査として、市民が安心して過ごせる避難所に関する調査をテーマに貴重なお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

私ごとになってしまうのですけれども、実はこの所管事務調査につきましては総務常任委員会で２期、その前の経済民生常任委員会でも経験がありまして、３期連続というところで、そういった意味で大変言葉を選ばないで言えば親しみを感じている一方、大変重要な、本当に重要な取組であるというふうに認識しているところでございます。議会と執行機関につきましては、地方自治を円滑に運営するための車の両輪ということで、定例会議における議論を通じたやり取りであるとか、また執行内容へのチェックに加えまして、所管事務調査を通じていただく政策提言は、私たちにとって施策の検討や改修、改善を進めていく上で極めて示唆に富むものと感じているところでございます。また、調査が執り行われている過程におきまして、このような場で委員の皆様とご議論を重ねていく中で、私たちも日頃の施策であるとか、そういったものを改善、見直しするいい機会であると捉えているところでございます。本日につきましては、これより説明させていただきますけれども、避難所のほうがすばらしい避難所として市民の方に受け入れられていくように私たちも精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これからの説明につきましては、減災係長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（危機管理室減災係長）それでは、市民が安心して過ごせる避難所について説明をいたします。

資料の１ページをご覧ください。（１）、本市の避難所の状況について、①の避難所開設の実績、避難者数の推移についてご説明いたします。こちらは、令和元年以降の避難所開設状況になっております。上の段が豪雨災害、大雨とか洪水の災害、あと下の段が地震災害となっております。豪雨災害では、令和元年以降10回避難所を開設しておりまして、災害のところご覧いただくと分かるように、台風、あと大雨、洪水警報、土砂災害警報が主なものとなっております。発令等となっているところ

に警戒レベル４、あと自主避難、警戒レベル３といった記載があって、こちらの避難情報の発令に基づいて避難所のほうを開設しております。

最大開設数と、あと最大避難者数となっておりまして、こちらの表はこの災害のときに一番多くの避難所を開設した数、あと一番多くの方が避難してきた数字を表しております。ご覧いただくと分かるとおり、令和元年の10月にあった台風19号が令和元年以降一番大きな災害と言えるかと思います。そのときに避難所の開設数も近年だと一番多くて42か所、避難者数も5,000人近くの4,957人となっております。その次に多かったのが警戒レベル３の発令が出ていたときの大雨、洪水と土砂災害の警報が発令になった令和元年10月と令和２年７月の災害となっておりまして、こちらも100人以上の避難者数が最大避難者数となっております。

そのほかの避難情報について、自主避難と書いてあると思うのですけれども、警戒レベル３が今でいう高齢者等避難、警戒レベル４が避難指示といった市のほうから避難の準備をして避難を始めてくださいという情報に対しまして、自主避難というのはこれから夜中にかけて台風が接近してきていて、大雨とか強風になる予想がされている、そういう事態になったときに避難を開始するのではなく、その前に避難所を開けるので、心配な方は避難してくださいという避難所の開設の方法になります。こちらで開設しているのが令和元年10月の大雨のときと、あと令和３年以降の警報と、あと台風のときの避難所の開設となっております。こちらの避難所の開設の方法については、そのときの河川の状況とかに応じて、ここの場所の避難所を開設しようということを決定して開けておりますので、最大開いている避難所の数もまちまち、１桁であったり、あと20か所ぐらいだったりということになっております。

下の段の地震災害についてなのですけれども、こちらは記憶に新しいかなと思うのですけれども、令和３年２月の福島県沖地震と令和４年３月の同じく福島県沖地震となっております。地震の場合は、台風とか大雨のように予想することができないので、発災した後、速やかに避難所を開けるとしておりますので、自主避難という記載をしたのですけれども、福島市内だと最初に初動で迅速に学習センターを開設しておりますので、開設数が17か所となっております。避難している方の最大の人数は記載のとおりで、令和３年のときは28人、令和４年のときは63人となっております。

次のページに進んでいただいて、こちらの表は同じく豪雨災害と地震災害で分けてありますけれども、避難所を開設した日数、何日間ぐらい、どれくらいの期間避難所を開設していたのかということの表になります。こちらも大体豪雨災害のところ空欄になっているところが多いと思うのですけれども、避難所を開設して、ほとんどの場合24時間以内、１日開設すると避難所が閉鎖になっております。台風19号の場合は、やはり被害が大きかったので、その後も継続して避難所を開設した状況にありました。大体１か月ぐらい開設をしております。

地震災害につきましても、同じようにこちらはどちらかというと長く１か所とか２か所開設になっているかと思うのですけれども、地震のときはご自宅とか住んでいらっしゃるところが被災して、そ

して危険なので、避難するという場合があって、そのままちょっとお家に住めなくなるということがあるので、避難所での生活が長くなる傾向にあります。

豪雨災害のときも地震災害のときも２日目以降に避難所の数はどちらにしてもぐっと少なくなっているのですけれども、こちらは被災して、危険なので、一旦避難所のほうに避難をして、大体一晩ぐらい避難した後に、状況を見て自宅周辺の片づけをしたり、大丈夫そうなら戻られているという方が多いので、あまり長く避難所を開設するというのが本市ではあまり経験したことがない状況になります。以上が開設している避難所の期間となっております。

３ページをご覧ください。次に、こちらは大雨、洪水時の地区別の避難所開設の状況になっております。避難者が100人以上の３件について取り上げて表示させていただきました。台風19号では、最大4,957人避難者がおりまして、その方々が避難した避難所の地区の分布がご覧の状況になっております。このときは、河川で水位がとても上がったり、洪水が起きたりしたという川が多くて、阿武隈川とか荒川、濁川、八反田川、水原川、松川の水位が上昇し、避難をされた方が多い状況でしたので、こちらの表の中でも本庁、渡利、東部は阿武隈川の近辺の方、また北信、信陵は八反田川の影響で避難された方、あと信夫地区については濁川の近辺の方の避難が多かったかなということが読み取れるかなと思います。

次の段の令和元年の10月25日につきましては、10月12日からの台風19号がまだ落ち着いていない状況で警報が出て、避難所が開設になっての避難でしたので、単独の避難ということではないのですけれども、同じく阿武隈川、八反田川とか濁川の近辺の方は再度避難されたという方が多いのではなかったかなと思います。東部地区とか信陵、信夫地区の避難者の割合が比較的多くなっております。

令和２年の７月の大雨、洪水警報、土砂災害警報のときは、こちらは避難者数126人だったので、全体の横幅のグラフでの比較はちょっとできないですけれども、こちらは濁川と大森川、八反田川の水位がちょっと上がったという経過がありましたので、北信地区や飯坂、あとは信夫地区の方の避難者の割合が高くなっております。また、一番右側の福祉避難所は38.7％ととても多く避難しているように見えてしまうのですけれども、こちらはその当時福祉避難所となっていた保健福祉センターのほうに近所の住人の方が避難してこられているので、福祉避難所を利用された方の避難というよりは一般の市民の方、特に祓川近辺に住んでいる高齢者の方の避難が多くて、割合として高くなっております。

次のページをご覧ください。次に、こちらは地震の際の地区ごとの避難所の開設状況になっております。地震については、大雨の災害とは異なっていて、大雨の豪雨災害のときは河川の近くの方、ハザードのエリアに入っている方の避難が多いのですけれども、地震のときは地震のお家の、ご自宅の被害であったりとか、近隣の被害、揺れ具合によって、になってきますので、市内でもどの地区の方でも避難所に避難することが多いのかなと考えております。避難所については17か所ということで開けておりまして、こちらも先ほども申し上げましたが、地震が起きてすぐに施設の確認をして、避難所を開設するとなったときに、一番早く動きを進められるのが市の施設である学習センターになりま

すので、こちらを確認次第、避難所開設するよということで開けて、その結果ご覧になっている状況になるのですけれども、令和３年の２月の地震のときに本庁のほうの人数が多くなっているのは、本庁のほうは市営住宅の団地が被災したということがありまして、人数、割合が高くなっております。令和４年については、63名の避難者がありましたけれども、割合にするとばらついてはいますが、どの地区でも避難されてきた方がいらっしゃって、１年前に地震も起きているというのもあって、心配なので、避難する方が多かったのかなということが予想されます。以上についてがこれまでの避難所開設の実績というか、推移になっております。

続いて、次のページの５ページご覧ください。（２）の本市の避難所機能の充実に向けた取組と課題についてです。ここでは、食事と備蓄計画、トイレ、あと避難所の居住環境についてご説明いたします。まず、①の食事の確保について、こちらは時系列で出しているのですけれども、まず発災して避難所開設した１日目は備蓄のもので食べ物を調達するようになります。備蓄として水不要米とライスクッキー、おかゆを準備しています。今まではアルファ米でお水とかお湯を入れて時間を置いて食べるものだったのですけれども、断水したり水が使えないときに食べられなくなってしまうので、今年度より水不要米を備蓄するようにしております。ライスクッキーについては、アレルギー対応で小麦アレルギーの方でも食べられるものとして、あとおかゆについては高齢者とか軟らかい御飯を希望する方に対して用意しています。

２日目、３日目のところは県とか国からのプッシュ支援となっておりますが、こちらから要望して備蓄をもらうのではなくて、プッシュで送ってきていただけるもので対応するようになっております。また、食べ物に関しての協定を結んでおりますので、そちらの協定の事業所からの協力をいただいて食べ物、食事の提供をしてまいります。

４日目以降になりますが、キッチンカーを利用して、こちらは福島県で協定を結んでいたり、あと国の災害対応車両検索システムが今年度から始まっているのですけれども、そちらを利用するなどして、温かい食事を提供できるようにということで進めるようにしております。また、給食センターを利用したり、あと台所、キッチンの施設があるような学習センターなどを利用して炊き出しを行うことも想定しています。

本市の取組としましては、以上のようにまず備蓄をしているものと、あとは協定で食料品を確保したり、キッチンカーなどを手配するということで、災害時の食事の確保に取り組んでおります。また、食材を提供していただくという協定もしていますので、炊き出しによる食料品の提供も想定して準備をしております。

課題としましては、今までの過去の災害の経験でなのですけれども、協定先の事業所からお弁当を手配するにあたって、協定上は食品の提供と、あと配達、配送までしますと、協定なので、可能な限りということにはなるのですけれども、それで協定をしていただいたところからの提供を予定していたのですけれども、実際に災害に遭ってみると、配達までは行けないのだということを言われたり、

そういうことも実際にあったことと、あとはやっぱりそれも想定しなければならないかなというところもあり、もし食品の提供がいただけたとしても、避難所まで配送ができないということが想定されるということが課題になっております。

こちらの課題に対しましては、今のところ物資を運搬する物資班という職員がおりますので、その班員にお願いして配送するように手配をすることを検討しているのですけれども、物資班の職員の数が限られていて、お昼とか夜間という決まった時間に決まった場所に、複数の場所に物を届けることについては今後いろいろ検討しなければならないところであります。また、避難所には避難所支援の担当の職員がいますので、その職員の交代のタイミングに合わせて食事を持っていって、その車に乗って帰ってくるみたいな感じで調達をするですとか、あとは各支所が現地対策本部になっておりますので、支所を起点に配達をしてもらうということなど、工夫していきたいなと考えております。

次のページの６ページをご覧ください。ここからは備蓄計画についてご説明いたします。一言に備蓄計画をつくって備蓄するといいましても、何をどのぐらい備えればいいのかという正解がなかなか分かりにくいかなということになるかと思います。どのくらいということの目安としまして、福島市では想定最大避難者数を算定しています。こちらは、人数としては３万9,000人を想定して、現在実際に今備蓄の食事ですとか、トイレットペーパーとか、トイレ凝固剤とか、そういったものを備蓄する際の基準で算定して用意しておるところです。

この３万9,000人の根拠になっているのが､福島盆地西縁断層帯地震という地震の被害想定に基づいております。本市は巨大地震として予想されている南海トラフ地震とか、日本海溝・千島海溝地震のエリア、区域にはなっておりませんが、こちらの福島盆地西縁断層帯地震については県が示す被害想定調書というものを基に算出しておりまして、被害想定の避難率が14.79％となっておりますので、計画を最初に立てた令和６年の住民基本台帳による人口に掛けて算出した数字になります。

この備蓄計画への避難者数についての取組としまして、想定最大避難者数については今ほど申し上げました県が示す被害想定調書で算出しております。備蓄品目については、能登半島地震の教訓などを踏まえて、発災直後に最低限必要となる備蓄品を見直して、計画に基づいて拡大、拡充しているところです。こちらはあくまでも想定ですので、やはり市民の皆様にもご協力いただかなければならない部分があるというところがあるかと思います。備蓄品については、自らの命は自らが守るという自助の意識で、ふだんから飲料水とか保存の利く食料、あとはご家族の状況に応じて特化した準備品などを備蓄しておくことが大切だと考えております。こちらについては、市民の皆様に伝わるようにホームページですとか防災講話などを通じて、現在も呼びかけているところになります。

続いて、次のページ、７ページをご覧ください。こちらが備蓄品目の中で国のほうで示している基本の８品目となっております。備蓄品目としましては、１番の食料、こちらは先ほどの水不要米とおかゆ、ライスクッキー、②が毛布、こちらは１人２枚の想定で準備をしております。③については乳幼児用の粉ミルクと、あと液体ミルク、④と⑤については子供用のおむつと大人用のおむつになりま

す。⑥が携帯トイレ、簡易トイレということで、トイレ凝固剤の備蓄をしています。７番目にトイレットペーパー、８番目に生理用品となっております。

こちらの目標数というところがございまして、食料に関しては11万5,920食分、あと毛布は１万8,000となっておりますが、こちらは実際に避難所に泊まることを想定している人数を9,000人としておりまして、その１人２枚毛布が行き渡る数ということで備蓄しております。乳幼児の粉ミルクと液体ミルクについては、アレルギーに対応したものとなっているのですけれども、こちらは保存年限が１年間になっていますので、毎年購入するようにしています。おむつに関しては、大人用も子供用も１日８枚という基準で算出したものになります。また、サイズがいろいろ実際はあるかなと思うのですけれども、こちら経験のある女性の職員の意見などを取り入れながら用意をしているところです。トイレにつきましては、５年間に分けて少しずつ買いそろえているというところになります。トイレットペーパーとか生理用品は今年度購入しておりますので、そのまま備蓄して、備蓄の計画を５年間にしています。

また、食料品や先ほどのミルクのように賞味期限があるものがありまして、こちらはどうしても１回買ったから、そのままでいいわけではなくて、ローリングしていかなければいけないようになっております。食料品に関しては、賞味期限の１年前にはその次のものを調達するようにしております。もうすぐ、あと１年で賞味期限が到来する食品については、いろんな防災訓練の場で使っていただいたりですとか、あと小学校の給食で試食するように使うとか、再利用して、そのまま廃棄するようなことにはならないようにしております。乳幼児、子供用のミルクに関しても今年度、なかなかミルクは保護者の方、自分の好きな銘柄があるので、いろんなところに提供できますよというお話をしても引き取ってもらえないところがあったのですけれども、こちらは子ども食堂のところに置かせてもらって、必要な方に利用いただくようにということで、使わなかったものをなるべく捨てることのないようにしながら備蓄を進めているところです。

続いて、８ページをご覧ください。こちらはトイレの環境整備についてということで、下の段のトイレの種類における課題というところのまずトイレの種類をご覧いただきたいのですけれども、トイレの種類としまして、避難者の方が利用するトイレとしましては、最初に避難所にもともとある、施設に設置している水洗のトイレ、あと仮設トイレ、工事現場とかにあるトイレ、仮設の軽トラとかで運んできて設置するトイレになるかと思います。次に、簡易トイレは、防災用でよくあるものなのですけれども、段ボールだったり小さな便器、椅子みたいなものを組み立てて、そこにトイレ凝固剤を入れる袋を設置して、あとは目隠しのために簡易テントを設置して使用するタイプのトイレになります。次に、マンホールトイレは直接下水につながっている、地べたについているトイレとなっておりまして、本市で想定しているトイレ、使えるトイレはこの４種になっております。

トイレにつきましてもそれぞれに課題がありまして、一番は避難したときに避難所の施設にあるトイレが使えればほとんど問題はないのですけれども、避難者が一気に利用するような場合に、災害で

もし断水してしまうと使用できなくなるという懸念があります。あとは、１か所のトイレに人が集中してしまうので、なかなか利用するのが、利用を避けてしまう人が出てきたりというのがある場合もあるようです。

仮設トイレについては、まず仮設のトイレを設置するようになるのにちょっと時間がかかるということと、あとはどうしても流したものがそのまま下水に流れているわけではなくて、くみ取りが必要になってきますので、定期的なくみ取りの作業が必要であること、あとその維持管理をちゃんとやっていかなければいけないということが課題となっております。

簡易トイレについては、本市ではトイレ凝固剤を使ってということを想定して準備しているのですけれども、流すのではなくて、使用後に自分で縛ってごみで捨てるということをするようになるため、ちょっとやり慣れないと使いにくいというところがあります。ただ、断水していても使えるものになっておりますので、あとは避難所の既設、設置している普通のトイレが断水で使えないときもトイレ凝固剤をそこに載せて使用することができるので､福島市のほうではそういった準備をしております。

一番下のマンホールトイレについてなのですけれども、現在公園の中に設置してありますので、その設営をするために、マンホールトイレを使えるようにするための設置をしに行くという初動の対応が必要となります。また、何もないところにぽんとテントがつけられているだけのトイレになってしまうので、どうしても子供さんとか女性とかが使いにくく、特に夜間はそこに明かりをつけて使用するわけにはいかないかなというふうな、使用が難しい場合もあるものになっております。

トイレに関しましては、国のほうの指針で発災直後、避難所を開設したときには50人に１基準備、50人に対して１つあるように、そして避難が中長期化してきた場合は20人に１基を満たせるようにということで指針が決まっておりますので、そちらを目指して準備をしておりますが、今のところ学校ですとか学習センターの施設に関しては避難者数に対しての数は充足しているところになります。

トイレの整備は、人間はトイレを使用しないわけにはいかないので、どうしても必要になってくるということと、あとトイレはどうしても避難してきた方が慣れない環境でなかなかトイレに行くのもおっくうというか、使い慣れないとか、分からない、あとは行くために手を借りるのは申し訳ないということで、トイレを使わずにいたがために体調を崩されたり、病気になられたりということがほかの災害のときにいらっしゃったということもありますので、なるべく使えるような環境の整備に取り組んでいきたいなと思っております。

そのために取組としましては、協定と備蓄とトイレカーの購入、あと国の車両登録制度の登用ということで記載させていただきました。福島市のほうでは仮設トイレ設置するための協定を事業者と結んでおりますので、その事業者に発災後なるべく早めに設置していただけるようにということで準備を進めております。また、仮設トイレ使用にあたって、あとまたくみ取りが必要になってきますので、それも協定でし尿のくみ取りの協定も結んでおりますので、優先的に避難所のほうに回っていただくといったような取組をしているところです。

また、備蓄では先ほど申し上げましたトイレ凝固剤、あとは簡易トイレ、テントになっていて、トイレの便座があるものを各避難所に設置しております。

トイレカーについては、来年度３月に納車になる予定で、準備を進めているところであります。トイレカーが入ってくると、もし必要なところがあれば、そこにトイレの数を移動できるという機動性が出てくるようになりますので、そちらを期待しているところです。

また、国の災害対応車両登録制度へ登録と、あと活用ということで、本市で購入するトイレカーもそちらに登録をして、ほかの福島市以外での被災したところに必要があれば出かけていけるように、使っていただくようにという登録と、また同じく福島市のほうでトイレカーの数がもっと必要だとなったときに活用できるようにということで取組を進めているところです。

続きまして、次のページお願いします。４つ目の避難所の生活環境の整備ということで、寝床とプライバシーの確保ということで、こちら本市のほうの取組についてご説明いたします。こちらは、令和６年の12月に改定された避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針という国の指針により、寝床というか、居住するようなスペース、プライバシーの確保についての整備を進めているところになります。主なものとしまして、①の居住スペースについては１人当たり最低3.5平米、よく言われるスフィア基準になっております。本市では、これまで１人当たり２平米で避難所の人数を計算して、この人数避難所に収容できますということで算出しておりましたが、こちらに合わせて3.5平米での避難所の利用の人数に修正をしております。

②のエコノミー症候群やほこりを吸い込むことによる健康被害の対策として、避難所で寝る際どうしても床の上に直接寝るようになってしまうという状況であったのと、ちゃんと靴を脱いで土足ではない状況を保っている避難所であればいいのですけれども、そうではないためにやっぱり床直接だとほこりを吸い込んでしまったり、それによってアレルギーを引き起こしたりという健康被害が今までのほかの被災地のほうで報告されていますので、その対策としてパーティションで居住空間を確保したり、エアマットで直接床に寝ることがないように、備蓄を利用して寝床の環境の改善を図っております。

３番目に、パーティション、毛布、簡易ベッドなどの物資確保体制の整備、こちらは毛布ですとかエアマット、段ボールベッドなど、今申し上げた直接床に寝ないようにするためのお布団というか、ベッドとして利用できるようにということでの備蓄、また協定によってこういったものを確保して、なるべく早くそれを避難所に提供して使っていただけるようにということでの準備をしています。毛布とエアマットについては、市のほうの備蓄で備蓄しております。段ボールベッドは、協定の事業所さんにもし必要になったときにすぐに持ってきていただけるようにということで仕組みづくりをしているところです。

こちらの居住環境についての課題なのですけれども、こちらはやはり今まで２平米で何人収容できるというふうに避難所を計算していたのですが、その面積が広がるということで、１つの避難所に避

難できる人数が限られてしまうということが課題になっております。こちらにつきましては、分散避難の呼びかけを行っておりまして、必ずしも避難所に避難しなさいというものではないので、自分が避難できる方法を選んでいただけるようにということを周知しているところです。分散避難というのは、誰かの、親戚とか知人のところ、被害、ハザードのエリアの外に出て難を避けるための対策として行っていただいたり、垂直避難というのは、自分のお家は水が３メートル上がるわけではない、２階があるから、２階に避難するという方法でも大丈夫ですよということで呼びかけをしているところです。

②とか③についての課題になりますが、こちらはいろいろ備蓄するものを充実させるようにしており、今回の計画では、先ほどの計画には載ってはいないですけれども、飲料水も10年備蓄できる水を準備するようになりましたので、そちらとか、あとトイレの凝固剤、また水不要米など備蓄品目が増えた分、今倉庫にどんどん備蓄品しまっているところなのですけれども、スペースがだんだんなくなってきて、いざ発災したときに倉庫がぐちゃぐちゃで物が取り出せないということになってはならないので、そちらの整理をしながら進めているところであります。以上が（２）の避難所機能の充実に向けた取組と課題についてになります。

続きまして、次のページご覧ください。（３）、本市の避難所の適正配置に向けた取組と課題について。最初に、避難所の配置計画についてとなっております。指定避難所の配置基準として載せておりますが、そもそも指定避難所というのは何かと申し上げますと、地震や水害などで自宅が被災し、住めなくなった住民に危険が去るまで一時的に避難する施設ということで、市町村が指定するようになります。こちら根拠になっているのが災害対策基本法の第49条の７となっております。市町村長が指定避難所に指定するとなっております。

あとまた、避難所にするための基準としましては、同じく施行令で第20条の６で指定基準というのが決まっておりまして、被災者を滞在させるために必要な規模があること、２番目に速やかな受入れ、物資配布が可能な構造、設備があること、３つ目として想定される災害の影響が比較的少ない場所であること、４つ目に輸送が容易な場所、物資を運んできたときに搬入しやすい場所ということ、５つ目に要配慮者の利用に配慮した施設となっております。

こちらに基づいて本市の方針としましては、こちら４つありまして、浸水想定区域外を原則としております。また２つ目に、公共施設を中心として安全性を最優先に配置しています。３つ目に、地域バランスを考慮して一定数を確保できるように、各地区になるべく避難所を設置できるようにしております。４つ目に、指定避難所が不足しているという地域には民間の施設も活用させていただいて、協定を利用して避難所を配置するようにという方針で行っております。

こちらの右側の課題となっていることなのですけれども、避難所の配置について、どうしても地域によって避難所が不足しているということと、あと浸水想定区域が拡大しておりまして、今まで避難所にしていたところも今度浸水しますというふうにハザードの基準が変更になっているところもござ

います。

こちらについては、市の対応としましては、指定避難所は自分がここに住んでいるから、この地区の避難所に避難しなければならないというものではなく、市の避難所なので、どこに避難しても大丈夫ですよという呼びかけを行っております。また、同じく分散避難を呼びかけしているところです。こちらは、ハザードマップが変更になって、どうしてもその影響を受けてしまうというものになってしまうのですけれども、それに対しての取組として行っております。

では、次のページの11ページにお進みください。避難所の数の確保について。本市には指定避難所は159か所ありますが、全て開設するということはございません。避難所の数については、過去の教訓からあらかじめ開設する避難所を選定し、初動態勢の迅速化を図っております。気象災害、大雨とかの災害につきましては、令和元年の台風19号が4,957人、5,000人近くの避難者が最大となっております。また、地震災害については、ちょっと遡るのですけれども、東日本大震災のときに8,495人避難しております。こちらは広域避難者も含んでいる数字になるのですけれども、あと福島県沖地震が令和３年と令和４年にありました。こちらは学習センターを開所したものになるので、こちらを鑑みて、令和７年度については気象災害の大雨、洪水災害では開設避難所について47か所、9,169人が避難できるように、また地震災害については45か所、8,309人避難できるように取組をしております。

この取組のほかに、指定避難所以外では、下の四角のところになりますが、13の旅館、ホテル等と協定して、災害時に妊産婦や医療的ケア児及び介護者を受け入れるということで、ホテルとか旅館との協定で妊婦さんや医療的ケアを受けている子供さん、あとはその介助をするご家族の方を受け入れるという取組も行っております。

すみません。真ん中の福島県沖地震のところの最大避難者数32人は28人の誤りでした。避難所も17か所になっております。申し訳ございませんでした。

以上のように避難所、あらかじめ開設する開設避難所というのを決めて、避難所の確保をしておりますが、災害が起きましたとか、警報になって避難所を開けますとなったときに、必ずしも一度に47か所開設はしているわけではなくて、そのときの状況に応じて必要な場所に避難所を開設するということを決めて開設しております。またあと、地震のようにもう先に被害が出ているような場合に関しては、早めに開設できるような仕組みとして、市の施設を利用してすぐに動けるようにということの対策を取っております。

続いて、次のページをご覧ください。避難所の配置見直しについて。こちら避難所の配置については、このくらいの数ということで過去の経験から選定をして、開設避難所というのを毎年決めているようになっておりますが、そのほかに見直しをする機会が何度もありまして、最近だとこちらハザードの見直しということで記載しておりますが、そのちょっと前だと、新型コロナ感染症の拡大で体育館とか学習センターのような大人数を一度に収容する避難所で大丈夫なのかということがあっての見直しも一度しております。それを受けてのハザードの見直しと書いてあるのですけれども、２番目の

浸水想定区域の見直しということで、今回浸水想定する区域のほうが変わったために、福島市のほうで開設避難所として決めていた避難所のうちの９施設が浸水想定の区域に入ってしまったということになりまして、浸水想定区域といっても50センチ未満なので、床下浸水になるのですが、福島市のほうの従来の基準ではそういう浸水のエリアの外に避難所を設置するというふうにしておりました。そちらでこのままだと従来の基準では避難所のほう選定できなくなってしまうということが発生したので、その対応について見直しを図っております。

基準の見直しと、あとその補完策としまして、（１）の浸水想定区域内であっても以下の条件を満たす場合には選定可能というふうにしているのが、１番目に避難所が不足している地域であること、例えば今回50センチ未満のハザードのところに入ってしまった避難所があるけれども、そこの避難所をなくしてしまうと、その地区に避難所がなくなってしまうのでという場所に関してになります。また、建物の基礎高が浸水想定深より高いこと、基礎高が50センチ以上になっているところ、あと３番目に、床上浸水の心配がないことが確認できる場所に関しては、50センチ未満の浸水想定区域でも避難所として開設するというふうに変更いたしました。

また、（２）の旅館、ホテル等との協定での妊産婦、医療的ケア児の受入れについては、こちらはコロナのときの対策から引き続き続いているものなのですけれども、分散避難を進めるというところでも行っているところです。

今後の課題としましては、浸水想定区域が広がっておりますので、指定困難な施設が増える可能性が出てきてしまうということが想定されております。こちらについて地域の避難所の確保に向けた継続的な見直しを行っていこうと取り組んでいるところです。以上が避難所の適正配置に向けた取組と課題になります。

続いて、13ページをご覧ください。本市の避難所の運営体制と課題について、こちらは避難所の開設から閉設までのフローとなっております。まず、１番目が開設までのフェーズ。災害が起こりそう、警報が発令になる、台風が迫っているといった場合に開設の判断を行います。災害対策本部長が避難所の開設を決定して、開設指示があり、それを受けて施設の管理者のほうに連絡を行います。

続いて、開設の準備として、施設のほうの安全確認が取れましたら、避難支援班に連絡して、避難所へ配置をする。この時点で避難所を何時に開設しますという報道とかがされるタイミングになるかと思います。

続いて、避難所に避難支援班が到着しましたら、避難者の受入れということで、避難者の方の受付と健康確認とありますが、体調不良な方がいらした場合には、スペースを分けて滞在してもらうようにしておりますので、こちらの対応、あとはパーティションを設置するなどの区画を案内していく、あとは要配慮者の方、障害者の方、高齢者、子供さんなどの対応に当たっていただくようになっております。

次に、２つ目の運営から閉設までのフェーズとなりますが、（４）の運営、生活支援ということで、

避難所が開設になりましたら、受入れ状況の報告、物資、食べ物であったり毛布などの物資の配布、あとは衛生管理、トイレとかの衛生環境が大丈夫かどうかということで管理を避難支援班の職員が定時で行うようになっております。

（５）の状況に応じた調整ということで、避難所の状況に応じて要配慮者の支援の強化ですとか、物資の配布、あとは生活環境の改善を進めていきます。

避難する方が皆さん避難所にいる必要がなくなって帰られたり、あとは災害が落ち着いてきたなというところなどの判断が出ますと、避難所の閉設の判断と作業ということで、避難所閉めますよという連絡が災対本部のほうから来て、避難所の片づけをして、帰る準備をして閉めるというのが避難所の開けるところから閉設までのフローになっております。

続いて、14ページをご覧ください。こちらは、避難所運営についてのマニュアルとなっております。初版が令和４年ということで記載しておりまして、現在ホームページに上がっているものもこの令和４年のものになるのですけれども、それまではマニュアルはなくて、避難支援の職員がいて、避難所が長期化してくると、避難者の人たちにお願いをして、炊き出しをしたり掃除をしたり、あと自主的にやっていただいたりという状況になっておりました。こちらマニュアルを作りまして、いざ避難所に避難したときに自分たちは何をしたらいいのだろうということを分かりやすくするために、地域の住民の方が自主的に避難所を運営するためのマニュアルとして避難所の開設、避難者の受入れ、運営組織の立ち上げ、避難所での生活についてのマニュアルを作成したものになります。

こちらも現在市のほうの避難支援職員の動きの見直しなどもありましたので、今年度改訂をしているところで、避難所の施設の鍵を開けて、避難所開けましたよ、受付をしますという準備のところまでは市の職員がやりますよということを明確にはっきり役割分担して、あとは避難所での生活が長期になってきたときには自主的に避難している方にも協力をいただいて、避難所運営をしていただくための内容を盛り込んだマニュアルに変更しております。同時に避難所に配置になる職員のほうにも、職員のほうの対応が慣れなくて迷惑をかけてしまうということがないようにマニュアル作成もしているところになります。

続いて、次のページの15ページをご覧ください。職員の配置体制の見直しの経過となっておりまして、以前までは所属ごとに避難所を担当しておりまして、固定していました。教育委員会は学習センターを担当するといった感じで決めておりましたので、いざ避難所を開設するよとなると、その決まった所属が毎回避難所の対応に当たることになってしまうということで、災害対応の所属の偏りが出てしまっていました。

それを改善しまして、令和２年から所属に避難所を割り当てるのではなく、避難所の支援に当たる職員を各所属から選出していただいて、その出してもらった避難支援担当の職員の班を編成して避難所対応に当たるというものに変更しております。ただ、こちらも開設する避難所と同じ数の人数の職員で出していただいていたので、その後の避難所の数が変更になったというときの対応はちょっと難

しいというところがありました。

そこで、今年度からになるのですけれども、それをちょっとバージョンアップして、避難所の数も今年度から増えたということもありまして、避難支援班のローテーションで回る１班の人数を減らして、班の数を増やすということで、多くの避難所をもし開設しても対応できるというふうに変更しております。それで、現在は避難所開設になると、市から２名職員を派遣して、12時間交代となっております。この12時間が避難所開設したときから次の７時まで、また７時から次の７時という12時間ずつの交代になっておりますので、次の同じ班がまたローテーションで避難所を当たるようになったとしても、24時間は空く班の編成に変えています。以上が避難所に当たる支援班の見直しの経過になります。

続いて、最後になります。自主防災組織等との関わり方ということで、自主防災組織、上の段については避難所での担当と役割分担となっております。避難所においては、１番のほうでは、市のほうで避難所運営においては施設管理者が施錠、安全の確認をして、市の職員が受付の名簿作成を担当する、自主防災組織の町内会の方などと協力しながら避難者の受入れを行って、あとマニュアルを提供して、必要な支援を市の職員は行っていくようになっております。

それに対しましてというか、協力していただくような形で、自主防災組織の方々には避難所の運営のとき実際に何か組織をつくって、避難所で割り当てるというようなときの中心的な担い手となっていただいたりですとか、避難者の誘導、受付、どうしても避難所の支援班の職員２名になりますので、手が足りないところとか、助けが必要な方の誘導などをお願いしたり、あとは運営組織づくりへの参加をしていただく、避難者の生活支援と避難所の環境整備といいますか、清掃であったり、物資の配布などを一緒に協力してやっていただくということでの関わりをしております。

また３番目に、自主運営の好事例としまして、避難所は基本的に職員がいて、自主防災組織の方であったり、町内会の方と避難してきた住民の方の協力をいただきながら避難所運営をしていただくようになるのですけれども、自主的に避難所運営をしているという団体もございます。１つ目の市と地元の町内会が協定を締結して、市職員を配置しないで学校避難所を開設避難所として自主運営しているという余目地区町会連合会があります。町会と市で協定しておりますので、余目小学校の避難所は余目町会連合会の方たちで運営しているというものになります。避難訓練もしていただいて、そちらに市のほうでも支援をしたりということでの運営体制をつくっている団体になります。

また、地域の事業所と協定して自主避難所を開設、運営している取組としましては、太平寺とか郷野目、鳥谷野町会と福島トヨタの社屋、あと永井川区とＮＯＫが地元の町内会とか自主防災組織と、あと企業さんの協定で避難所を運営するという取組を行っているところになります。避難所運営のために行う訓練も自分たちで行っていただいていて、市は必要がある分だけの支援を行っているところになります。特に太平寺町会とか永井川区さんについては、企業との協定によって、自主防災組織の町内会がいつもそこの企業と避難訓練をするのだということで活動も活性化しておりまして、企業さ

んについても地域の社会貢献につながる取組ということで、地域の中で活動しているところになります。こちらに関しても市でも実際被災したときに支援物資をお届けしたりですとか、連携を取っていきたいなとしているところになります。

すみません。時間をオーバーしてしまったのですが、説明は以上となります。ありがとうございました。

（沢井和宏委員長）丁寧な説明ありがとうございました。

では、これより質疑に移ります。ご質疑のある方はお述べください。

（宍戸一照委員）（１）、避難所の開設状況で、これ令和元年からずっと主な大きな開設状況を示されているわけですけれども、そうした中で優先的に開設する場所という考え方の基に、全避難所を開設するわけではなくて、優先的に開設する避難所の考え方が示されてきたと思います。そうすると、ここでは大雨でこれ最大で42か所､最少で１か所というふうな形で大雨で避難されていますけれども、市とすればそうすると大体もうある程度の雨が降ると、このエリアのこの避難所は開設しなくてはならないのだなというふうな優先開設場所の候補と言うと語弊があるのだけれども、ある程度把握されていて、大雨がこれだけ降るとあそこの地域とあそこの避難所とここの避難所は開設しなくてはならないのだなというふうなリストというのは先ほどの47か所のうちの優先する地域の中でももう出来上がっているということなわけですね。そこは、例えば備蓄物もそこにはあるし、あとは食料とかも、例えば地域の連携で商品が入るとか、そういうふうな協定も結ばれていて、優先的に開設する場所は決めていると言うと語弊があるのですけれども、もう想定はしているというふうに理解をすればいいわけなのですね。

（危機管理室減災係長）委員がおっしゃるとおりで、毎回やはり洪水だと水位が上がってくるところは決まっておりますので、注視してそこに関しては見ております。そこが避難所開けなければならないなとなったときは開けるというふうに決めている場所もございまして、例えば令和５年の８月18日に自主避難で１か所となっておりますが、こちらは信夫学習センターになっておりまして、濁川と大森川と平田川の水位は大変上がりやすくなっているというか、過去に災害も何度も経験しているところになりますので、前もって避難所を開設して対応しております。また、警戒レベル３と警戒レベル４という避難情報の発令があるのですけれども、こちらも警戒レベル３になるべく避難者が多い、開ける頻度が高くなりそうだということを想定した避難所を設置しております。また、そこに備蓄品もなるべく遠くに取りに行くようなことにならないように学校でしたら備蓄倉庫を置いていたりという対応をしています。

（危機管理室次長（災害対策担当））補足させていただきます。

今本田係長のほうから説明ありました警戒レベル３、警戒レベル４ということで、警戒レベル３は高齢者等避難ということで、避難に時間がかかる方についてあらかじめ先に避難してくださいということで、そのときは大体市内で30か所の避難所がございます。次に、避難指示ということで、被害が

予想されるところに避難指示を出しますが、それが警戒レベル４になりまして、そこの避難所数は17か所になります。合計すると市内で浸水害の避難所は47か所ということであらかじめ決めておりまして、備蓄品ですとか想定される避難者数分はそこに確保しているというような形でございます。

（宍戸一照委員）そうすると、例えばレベル３の場合、高齢者避難ということになるわけだけれども、そうするとそのエリア内にある社会福祉施設、特養とかいろいろあると思うのですけれども、そういうところについてはレベル３が出たらおたくの施設においては避難の準備はしてくださいとか、その想定はしてくださいねというようなこともやはり社会福祉施設とは連携を取られていると、密にされているというふうに理解をすればいいわけですね。

（危機管理室次長（災害対策担当））先ほど申し上げましたレベル３の30か所につきましては、こちらは全て公共施設でございまして、小学校であったり、あとは市民センター、学習センター等々が指定されております。先ほど宍戸委員のほうからご質問いただきました社会福祉施設になりますと、そこは２次的な福祉避難所ということで私どものほうで協定を結ばせていただいておりますので、そのような被害が拡大するような２次的な福祉避難所の設置が必要な場合につきましては、こちらのほうから連絡をさせていただいて準備のほうをしていただくというような形になります。

（後藤善次委員）逆でしょう。逆を聞いたのでしょう。

（宍戸一照委員）そう、逆を聞いた。つまるところ福祉施設、特養とか、ああいう施設については、結局そのエリアに該当する方については、もう既にレベル３とかが出た場合は、おたくの施設の居住者というか、入所者の方は早々にやっぱり避難の準備というか、福祉避難所に行くとか、そういう準備を整えてくださいねという連携は取れているのですかというふうな質問の意図だったのですけれども。

（危機管理室室次長補佐兼防災係長）今のご質問についてなのですけれども、各施設は施設計画によって高齢者等避難、避難指示によって開けるというような形でこちらのほうと協定を結ぶ協定書の中に記載されていることが多いです。基本的には書いていただいているというところで、出た時点で受入れの準備をしてくださいというふうになっております。

（宍戸一照委員）そうではなくて、例えばうちのほうだと宝生園とか、特にアリヴァーレ宝生園については堤防の脇だから、いつ何どき冠水するか分からないわけだ。そうすると、そういうところはレベル３が出たらば入所している方は避難できるように準備をしてくださいねと、そういうふうな面での連携というか、周知はされているのですかというふうなのが質問の趣旨。

（危機管理室次長（災害対策担当））すみませんでした。その施設の避難計画というものは各施設で、福祉施設もそうですし、小学校、中学校、あと児童福祉施設で定めておりますので、そちらの定めていただいたものをこちらのほうに提出をしていただいて、その計画に基づいて避難等々をしていただくような形でお願いしておりますので、自分たちのほうでそれはこうなったらこうするということで計画を立てているというところになります。

（鈴木正実委員）基本的なところちょっと確認したいと思っているのですけれども、先ほど言われた47か所の公共施設の避難所といったときのその地図とリストってどういうふうに整理されているのか、大変私不勉強で見たことがないのですけれども、そういうのというのはどういうふうに市民に対して周知しているのかということも含めてちょっとお聞きしたいのです。

（危機管理室減災係長）災害のとき開設する避難所として福島市のホームページで開設しますという一覧表を出しているのと、あとは毎年５月に市政だよりの中に防災ガイドというコーナーありまして、そちらに今年度この避難所を開設しますということで、あと設備も含めて、エアコンがついているですとか、対応できる施設ですよというマークを入れたものでお知らせをしております。

（鈴木正実委員）今はマップを入れたものという話だったんだけど。

（危機管理室減災係長）マップについてもホームページを見ていただくと一応避難所にぽつぽつとしているのはあるのですけれども。

（鈴木正実委員）結局ホームページを見なさいという話とかって前もって見ておかなくてはならないところの話だと思うのですけれども、実際避難するといったときに、この地区はここのですよといったときに、どういうものなのか。要するに住み慣れた住人でも分からない部分もあるし、なおかつ例えば私のところみたいに平野だと、飯坂の学習センターなんて言われたって分からない人もいるわけです。そういったことを含めて、その地域に地図によってここだということを前もって示しているのですかということをお聞きしたいと思ったのです。

（危機管理室減災係長）全ての地区ではそういった用意はなかったのですけれども、地区防災マップを作成している地域については、防災マップの中に避難所ここですというのを作っておりますので、もし地区防災マップを全地区で作ることになれば分かるようになるかなと思いますので、その辺は取組を進めたいなと思います。

（危機管理監兼危機管理室長）指定避難所につきましては、今説明させていただいたとおり、様々な媒体使いつつ出してはいるところですけれども、あと福島市のホームページのトップのところにｅマップというものがございます。そのｅマップを開いていただきますと、指定避難所はこういうところだよと、そういったものが出てきて、かつハザードでこの辺りが浸水するよというのを重ねながら出てくるような仕組みは作っているところではございますけれども、やはりそういった個別の特性というか、そういったものについては網羅的に見づらいところは今あるなと思っているので、そこについては実は今避難所受付システムとか、そういったものを考えている中で、今後取り組んで、例えばこの災害が起きたときにはこの避難所が開設しているぞといったようなことが見えるような仕組みというのは検討しているところです。

（鈴木正実委員）前にいろいろ浸水マップとか、あとは内水氾濫のマップとかというのを２種類ぐらい頂いていたのですけれども、ああいう中にきちんと入れておいて、この辺の人たちはこっち方向とかという矢印みたいなのをつけながら、しっかりそういうものをやっていくことが必要なのだという

ふうに思っていたのですけれども、それは今後の話になるので、避難指示をしたときに避難をする経路に関してはどういうふうに周知をしていくのかということも一つ疑問になっているのですけれども、その辺の対応策みたいなのは何かありますか。

（危機管理室次長（災害対策担当））今鈴木正実委員からありました避難経路だったのですけれども、先ほども説明の中で分散避難という説明をさせていただいたり、私どものほうでここの方はこの避難所ということで指定をしているわけではなかったものですから、なので経路についてはその災害によってはもしかすると、我々のほうの避難指示は被害が起きる前に発令して、越水とかしないときに発令するので、被害が出る前に避難してくださいというのが原則なのですけれども、もし道路が寸断されていたりというところも考えられなくもないものですから、経路については今のところ皆さんご自身の判断でやっていただくような形でやっておりましたので、私どものほうではこのルートでというところは示していないのが現状です。

（鈴木正実委員）避難経路ご自身でということになってしまうと、例えばその地区の住民は大体この避難所というのが決まっている、決められているという中で、別の地域の避難所に行ったときに、今度は消息不明になりかねないような気がするのだけれども、そういうのってちょっと在り方として片手落ちなのではないかなと思うのだけれども､その辺の対応はどういうふうにしていくのでしょうか。

（危機管理監兼危機管理室長）ただいまの流れの中で例えば台風19号のときに、先ほどはこの中で警戒レベル４ということで発令の形になっていますけれども、この台風が来たのは夜中だったもので、お昼に19か所、自主避難ということで開けておりまして、その中にヘルシーランドのほうもたしか入っていたかと思うのですけれども、実際に雨が降り出したときに、冠水しているぞというような情報が来て、ちょっとそこは駄目だと、急遽もちずり学習センターなりを開けさせていただいたりして、そのときの水位によって地元の方も通りづらいときもあるでしょうし、また広域避難ということで考えると、今例えば私ここにいたとして、東部のほうで避難するときにその辺の土地カンが分からないとか、そういったときに一番いいのはデジタル的なもの、そういったところで位置情報をつかみながら、ここ行けるかななんていうところがあるかとは思うのですけれども、そういったところをいろいろ分析しながら、どういった方向で市民の方あるいは旅行者の方で、今回の地震なんかでもたまたま通ったり旅行されて避難所が分からなかったとか、そういったところも聞くので、そういった方がどのようにして情報を得ていけるようにしていくかというのは検討していかなければならないというふうには考えております。

（鈴木正実委員）今言ったのは、避難した人たちが経路によっては行けなかったりしたときに、避難者をどういうふうに管理していくのかということと、把握をどういうふうにするのかということが一つ避難所を設けたときの課題になっていませんかという、そういう話を申し上げたのです。その辺はおいおい検討していただくしかないのかと思うのですが、なかなか多分特定の把握って難しい。例えば飯坂学習センターに避難しましょうといったときに、平野地区は河岸段丘を下りて、なおかつ低い

小川を経由していかなくてはならないとか、あるいは佐原のほうなんかでも同じような状況というのが市内各所にあって、そういうものがどういうふうに、今まで議会の中でもいろいろ質問なりなんなり出ましたけれども、そういうのがきちんと避難経路の中に反映されているのかどうかということを確認したいなと思って質問さしあげたところでした。

（半沢正典委員）12ページなのですが、避難所配置の見直しについて本市の現状を教えてほしいのですけれども、２で浸水想定区域の見直し９か所あって、基準の見直しをしたよと。１、２、３で選定可能としたということで、上記の９施設のうち、この見直しで避難所として選定が可能になったところと、そのまま不可能になったところ、９か所の内訳を教えてほしいということと、４の課題で浸水区域拡大により指定困難な施設が増える可能性があるということなのですが、浸水区域拡大の見直しというのは次いつやるのか、何年に１回やるのか、これ国土交通省とかのデータに基づいてやるのでしょうけれども、そちらのほうをちょっと２点教えてください。

（危機管理室減災係長）半沢委員から最初にございました開設になる９施設が浸水エリアに含まれてしまったという件に関しましては、従来の９施設全て0.5メートル未満の浸水エリアでしたので、避難所として現在も開設避難所となっているところになります。場所につきましては、北沢又小学校と北信学習センター、瀬上小学校、余目小学校、北信中学校、信陵学習センター、信陵中学校、笹谷小学校、庭塚小学校です。

（半沢正典委員）次の見直しはいつですか。

（危機管理室減災係長）浸水区域の拡大の見直しというのは、おっしゃるとおり、国のほうでやっているものになっているのですけれども、県の担当者の方から聞いたお話ですと、今まで阿武隈川の水位と降水量でハザードマップ作成していたものを、もうちょっと小さい河川を含めた雨量と水位を算定したハザードマップを作成することになったということで、現在も少しずつ見直しが進んでいるところになります。今年度特に多くの河川の見直しをしているというふうに聞いております。

（危機管理室次長（災害対策担当））今のにちょっと補足なのですけれども、今年度については渡利のくるみ川のほうが６月ぐらいに県のほうで見直しをしております。今本田のほうからもありましたけれども、県のほうの管理河川については順次見直しをかけるということで、今年度県北のほうでかなり多くの河川の見直しということで情報はいただいているのですけれども、いつ頃というのがまだこちらのほうには下りてきていないものですから、私どものほうではその情報が入り次第ハザード見直しを河川課のほうでやりまして、避難所がそこに入っているかどうかの確認をした上で、開設するかどうかの判断をさせていただくようになります。

（危機管理監兼危機管理室長）先ほどの50センチの施設の話があったかと思いますけれども、浸水想定区域なので、当然すぐにオープンということにつなげてはいきたいのですけれども、まず係員が現地を確認して、使えるかどうかというものを確認してから開設するようにしております。万が一そちらのほうで50センチを超えるようなことも想定されなくはないので、先ほど本田のほうから説明があ

りましたとおり、学校施設が多いもので、そういった場合には垂直避難と、学校の上の階のほうに水かさが上がる前に避難するということを想定で考えておりますので、そういった意味も含めて今50センチという区域にはあるけれども、使えるだろうということで判断して使っているというところになります。

（鈴木正実委員）関連でお聞きしたいのですけれども、先ほど河川、阿武隈川云々という話とくるみ川ということで話がありましたけれども、この河川の想定される氾濫状況というのは、市独自では把握をしないということなのですか。市内にはいろんな河川あると思うのですけれども、例えば私のところだと八反田川が氾濫しましたよといったときに、八反田川ってそういうふうなことで想定されている河川には市のほうではつかんでいないということになるの。

（危機管理室次長（災害対策担当））八反田川というのは県の管理河川になるのですけれども、そちらについては県のほうでハザード見直しをかけておりまして、八反田川については、我々のほうではあくまで県のほうのハザード見直しに伴って市のほうのハザードマップを変更するというような形にしておりますので、あくまで県のほうを参考にということでやらせていただいているところではございます。

（危機管理室室次長補佐兼防災係長）その河川の部分のハザードの見直しについてなのですけれども、こちら2015年の水防法改正で国のほうから全河川の見直しをしろという通達が来ています。国、県のほうでまずは１級、２級河川のほうの見直しを優先するというような形でございますので、おっしゃられた八反田川は２級河川ということで、ある程度の川は国、県のほうでハザードの見直しを順次進めているという形になっております。ハザードの見直しにつきましても、川の距離と川幅について事細かくこの雨の量でこれぐらい上がりますというような調査というのはやはり国、県のレベルではできなくて、どうしても専門団体、コンサルですか、そういったものも入れながら判断していくという形になりますので、一遍に年に３本、４本できるというような状況でもないというふうに国、県のほうからは伝えられております。

以上です。

（鈴木正実委員）確かに国、県でやるべきものということでは理解しているのですけれども、福島市の例えば避難計画といったときに、そこにある例えば飯坂の小川にしたって、八反田川にしたって、別な川にしたってそうですけれども、そういうところが氾濫したことあるよねというところは当然なるし、水害は例えば、危機管理監言ったみたいに、50センチになったところは開設しないとかというふうになっているわけで、そういったものが常時反映されるような形というのが多分個別的に取られていないとなかなか難しいのではないかなという理解をしているのですけれども、そのために市レベルでの管理はどういうふうになって、危険河川、この地域にこのレベル４の雨が降っているといったときに、この河川とこの河川は危険だとかというのが分かるのであれば、そこを通らない、避難経路に入っていないような仕組みとかというのもつくれるのではないのかなということでお聞きしている

のです。だから、県とか国の判断を待つというのは、それは当然そうせざるを得ないのだろうと思うのですけれども、個別的にやっていくことというのは、今市のほうでは特段考えていないという理解でいいの。

（危機管理室室次長補佐兼防災係長）そうなってくると、建設部の部分も多々ございまして、市でいいますと、まずは祓川の改修をやったりとか、あとは各バックウオーター、例えば阿武隈川から小河川のほうに逆流してくるような､そういった部分の樋管の部分の管理というのはカメラもつけまして、市のほうで、建設部のほうでなのですけれども、独自に管理していくと、そういった部分の危険性がある場合についてはこちらの危機管理部門のほうに連絡を頂戴して、そちらの避難のほうにつなげていくというような形の連携は取っているところです。

（鈴木正実委員）一体となってやっているよということですね。

（宍戸一照委員）今避難所の見直しという話で、前々から、台風19号のときから私申し上げているのだけれども、佐原小だね、荒川の３メートルも５メートルも洪水で周辺が浸水にもかかわらず、西側の皆さん、つまり西地区の皆さんが佐原小学校に避難すると、これは見直しができないのでしょうかというふうな話を前々から申し上げているのだけれども、今度西信中学校が新しい体育館ができて、あそこはバリアフリーになって、トイレも全て洋式になったのだよね。そうした場合、避難所としての機能として、先ほどの簡易トイレ、高齢者がやっぱり避難するケースが多いわけだから、そういったときに洋式トイレというものが完全に設置されている西信中学校の新しい体育館というのは、やっぱりそういうときに見直しの対象として当然見直されるべきなのではないのか。今一次避難として西学習センターが大雨とかのときにはまず開設はするけれども、あそこの場合畳敷きでたしかあれだけれども、ただ西信中学校も西学習センターも同じエリアだから。だから、そうした場合、佐原小学校というものを西地区の避難所とするのではなくて、やっぱり新しい設備の整った西信中学校を避難所として見直しをすべきではないのかなというふうに思うのです。片方はもう全てバリアフリーですから。道路からも全てスロープになって上がってこれるというふうな状況で造られましたから。学習センターも50センチ程度の浸水をする、西信中学校でも50センチ程度の浸水をするという同じエリアになっているとすれば、当然そこは今度の見直しなんかでもあそこの指定というものを考えるべきときには来ているのではないのかなと思うのですけれども、答えは同じでしょうけれども、意見として申し上げさせていただきますけれども。

（後藤善次委員）何点かあります、聞き漏らしたのも含めて。1ページの地震災害の17か所、設置数、これは47に含まれている箇所なのでしたっけ。それ以外の、47というのは上だけのことをいうのですか。

（危機管理室減災係長）17は47か所に含まれております。学習センターですので。

（後藤善次委員）17か所は同じ場所なのですか、たまたま数字が一緒だったのですか。

（危機管理室減災係長）このとき開設した避難所は全て学習センターなので、同じ17か所となります。

（後藤善次委員）３ページ、地区別避難所のところで聞けばいいのか。外国人とか旅行者というのは避難した人の中にいらっしゃったのですか。

（危機管理室次長（災害対策担当））その方が旅行者なのか、在住の方なのか分からないのですけれども、外国人の方はいらっしゃいました。旅行者の方については、そこまでちょっとこちらのほうで把握できないものですから、お名前、性別、あとは大体の年齢というような形になりますので、それにつきましては避難された避難所のほうでの受付でやっておりますので、そこまではちょっとつかんでいないというところでございました。

（後藤善次委員）３.11のときも新幹線が止まって、明成高校だったかな、避難者がいらっしゃったやにお聞きしたのです。新幹線が止まったときというのは、各自治体で対応するということよりも、ＪＲが対応するものなのでしょう。

（危機管理室減災係長）新幹線などの交通機関が止まって駅に滞留したというときは、福島市ですとＪＲと協定をしていて、ＪＲのほうに一時滞在で受け入れていただくようにしております。あわせて、福島駅ですと近くの福島看護専門学校と３月に協定しておりまして、その方たちがさらに一時避難するためのいっとき避難場所ということでそちらに移動してもらうというふうに受け入れてもらう体制をつくっております。

（危機管理室次長（災害対策担当））今の本田の説明に補足なのですけれども、後藤委員おっしゃるように、ＪＲが止まればＪＲのほうで帰宅困難者ということで受け入れる場所も指定しておりますし、ある程度の備蓄も備えているというような形になります。それから、私どものほうで協定に基づいて援助というような形になってくることも想定されます。

（危機管理監兼危機管理室長）今の委員のおただしは、例えばですけれども、福島駅に入らないで、例えば福島と郡山の間で新幹線が止まった場合というような質問でよかったですか。

（後藤善次委員）どっちでも。福島市役所がその人たちの面倒を見なければいけないということになるわけではないでしょうという、その辺のレベルです。

（危機管理監兼危機管理室長）ただいま小林と本田のほうが申しましたとおり、基本的な旅行者であるとか、福島駅に入ることができるというか、そこにいらっしゃる方につきましては、協定を結んでいるところがありますので、福島駅であるとか、あるいは福島看護専門学校であるとか、こちらのほうでいっときそこで避難していただけるということで、福島市のほうで協定を結びながら必要な対応のほうをしております。途中で止まったときにつきましては、それはＪＲのほうで、連れてきたところとなってしまいますので、例えば福島駅のほうに来ればその避難所を活用するということになるかと思います。

（後藤善次委員）７ページの備蓄品の食料で賞味期限迎えて買い換えるもの、これ毎年どのぐらいの費用がかかっているのですか。その都度違ってくるのかな。

（危機管理室減災係長）およその金額になるのですけれども、500万円ぐらいになります。

（後藤善次委員）８ページの50人に対して１基、長期になれば20人に対して１基というトイレの数、これは多目的トイレというのですかね、車椅子用トイレと言ったらいいのかな、そういうものも含んだ数字になるのですか。

（危機管理室減災係長）一般的な洋式トイレの数と考えて計算しております。多目的トイレはまた別に算出というか、ある場所の把握ですとかはしておりますが、ここの数に入れているわけではないです。

（後藤善次委員）要するに福祉避難所的なところでないところにもそういうトイレというのは準備しなければいけないのですか。トイレカーの場合にはくっついているものがあるでしょうけれども、そういう場合も多目的トイレ的なものは設置しなければいけないのですか。

（危機管理室減災係長）多目的トイレが必要な方がいらした場合は対応すべきかと思います。その場合、数はないのですけれども、備蓄で仮設の車椅子の方用のトイレというのは持ってはおりますので、そういったものを避難所に調達して対応するようになるのかなということを考えております。また、特にそういう環境でないとならないという方は福祉避難所のほうの利用をお願いして、そちらに行ってもらうということを行っております。

（後藤善次委員）私がさっき聞きたかったのはそこなのです。要するに車椅子が必要な方が一般の避難所に、近いから、行くと。そうした場合に、そこにその人が来たから、車椅子用のトイレを設置してくれるのか、それとも車椅子であれば車椅子で使えるトイレがあるところに行ってくださいねということになるのか、要するに３台もあればこれは設置しなければいけないねと、でも１台だったらそっちに行ってもらったほうがいいねとかって、そういうことになるのですか。そういうのはケース・バイ・ケースですか。

（危機管理室次長（災害対策担当））市のほうでは、先ほど本田も申し上げましたが、備蓄している、そういった車椅子用のトイレもありますし、あと避難所の内の９施設は多目的、多機能のトイレを備えているところもございますので、そちらのほうの利用をあっせんするというような形でお願いするような形になるかと思います。

（後藤善次委員）12ページの今後の課題、ここで聞きたい。地元で防災訓練なんかも集会所でやっていたりするのですけれども、その集会所の扱いというのは市の指定避難所と一般家庭の中間的な位置づけになる。そこに救援物資であるとか、市の指定場所に準ずるような対応をしていただくようになるのですか。

（危機管理室減災係長）委員がおっしゃっているのは集会所で、私たちのほうではいっとき避難所という言い方をしているのですけれども、特にコロナ禍のときの分散避難を進めるために集会所を避難所として使えますかということを各自主防災組織であったり町内会に照会をしまして、使うという回答をいただいた集会所、町内会さんに関しましては、そちらの集会所にその時点では毛布と体温計を置いて、あくまでもいっとき避難所ですので、職員を派遣することはちょっとできないのですけれど

も、そこに避難してきたら、集会所の中にポスターも貼っていただいていると思うのですけれども、ここに避難者がいますということを所管の支所に連絡して、支所のほうが現地対策本部になっておりますので、そこに何人避難していますということを言っていただいて、それに対して必要な物資があれば配達、調達するという流れになっております。なので、指定避難所とか市で開設する避難所という位置づけにはなってはいないのですけれども、ただもし避難してきて、その避難しているよということを連絡いただければ対応可能になります。

（三浦由美子委員）様々にご説明ありがとうございました。最後の16ページちょっと開いていただきまして、避難所運営に関わる市の役割、たくさんあると思うのですけれども、やはり自主防災組織との連携というのはすごく重要であると私は思っているのです。何度も質問をさせていただいている内容ではあるのですけれども、この自主防災組織との連携というところで、実際担っていただく方はやはり地域の方であったりすることが多いと思うのですが、研修というか、その時点でどういう動きが必要なのかというところまで、どこまで落とし込んでいるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

（危機管理室減災係長）自主防災組織の方々とは連携を取っていきたいところでありまして、市のほうで行う総合防災訓練だと該当している地区の町内会、自主防災組織にご協力いただいて訓練を実施したりですとか、あと各地区で避難訓練をする際に町内会単位ですとか自主防災組織単位で避難訓練を実施していただいております。そちらに関しては、消防署とかと連携をして避難訓練しているというのは把握しているのですけれども、また年に１回防災講演会というものをやっておりまして、そのときに優良自主防災組織表彰ということで、地元の防災訓練を毎年熱心にやっているとか、工夫されているような活動をされている団体さんを表彰するときに、同時に研修会ということで関心ある方に講演を機においでいただいているという取組をしております。

（三浦由美子委員）ありがとうございます。消防の管轄であったりとか、なかなかちょっと今ご説明難しいかなとは思っているのですけれども、実際消防の部署と、そしてこちらの危機管理室での管轄の協力というのは、その場で本当にしっかりと連携組まないと、実際本当にてんやわんやといいますか、これはこうというふうな指示がすぐなされるのかなというところが私の想像の中ではちょっとできなくて、それを実際練習といいますか、そういったものが本当にいつかやってくるというふうに今思われるような国内の災害が頻発している状況を考えると、年に１回というのはちょっと厳しいのかななんて今お話を伺って思いました。

３番目に自主運営の好事例というのがありますが、やっぱりこれはこちらとしては、市としては市の管轄している施設での管理運営というところで防災というふうなことを考えていらっしゃると思うのですけれども、実際やっぱりそれぞれ分散して皆さん避難していただく中で、この地域だったらばこの近いところで何とか避難できないかと、遠いところに行くのは大変だと。私も実際住んでいるところからここに行けというのありますけれども、全然行けないところになりますし、では自分が避難

するのだったらどこに行くのといったら、親戚の家で安全なところがあればぐらいのをちょっと想像している程度なのですけれども、地域で何とかやっていけるような連携の取れる地域づくりということも市でやっぱり先進的に推進したほうがそれぞれの市民の安心感というのが深まるのではないかなと私は思っています。太平寺、郷野目、鳥谷野とか、トヨタさんがあるようなここの地域は要配慮支援者の部分も100％というふうな､以前の健康福祉部長からここ完璧ですというような答弁をいただいて、どうやっているのかなと思ったら、やっぱりこういう地域、そして企業との深い連携の下に成り立っているのかなと思ったのですが、やっぱりそういった面で市での施設がということよりも、プラス地域でもっと何か協力し合って、この地域はここで地震のときはこう、川沿いであればこうというようなところを何とか企業も連携して協力していただけないかというふうなところをやっぱり押し出していくのも、お願いすることもとても重要なのではないかなと思っています。その辺どういうふうにお考えなのかちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

（危機管理室次長（災害対策担当））今三浦委員からいただいた誠にありがたいお言葉で、私どものほうとしても公助は公助としてもちろんないといけないところはあるのですけれども、公助のなかなか範囲が届かないところについては自助及び共助でお願いするというところになりますので、地域と地元の企業の連携というのはとても今後我々のほうとしても推進していきたいというところで考えているところなものですから、私どものほうでバックアップできるところについては企業さんへの働きかけですとか、あと地域への働きかけ等々についてはバックアップのほうをさせていただきたいというふうに考えておりますし、今私どものほうで地域防災力向上ということで、地区の防災マップと地区防災計画というものを各地区のほうでつくっていただくように、皆さんの自主防災組織であったり町内会さんが主体となってつくっていただけるように、働きかけを行っておりますので、そちらの中で杉妻地区さんのほうは一番初めにつくっていただいたというような形で、模範となるような地区でございますので、そういったところをいい例として、好事例ということで今後市内のほうに広めていきたいなというふうに考えているところでございます。

（宍戸一照委員）最悪の状況ということで、東日本大震災の状況を思い出して、その後の整備状況というものがどうなっているのかなという確認をさせていただくと。あのとき全市一斉、ブラックアウトという状況になったわけですけれども、あの後、例えば市の給水車、これは増えているのですか、数は。これは水道局の範疇かも分からないけれども、当然危機管理室は把握していると思うのだけれども、全市で水道が断水したのだけれども、その給水というものがあったときに、給水車は別段増やしてはいないのでしょう。

（危機管理監兼危機管理室長）すみません。今手元に数字のほう把握していなくて大変恐縮なのですけれども、ただ水道のほうでもそういった震災後の取組ということで、重要水道管更新で100％を達成するといったようなところで、なるべく断水が起きないような取組なども進めておりますので、そういったことで東日本震災後のいろいろな取組があるのかなと。また、当時は庁舎棟のみがございまし

て、この複合棟はございませんでしたけれども、この建物も免震ということで建てさせていただきつつ、大きな避難所ということで開設をさせていただいておりますし、そういったことでできるところから少しずつ現在進んでいるかなということは認識しております。

（危機管理室次長（災害対策担当））断水の対策といたしましては、先ほど危機管理監のほうからありましたけれども、新しい市民センターのほうにも貯水槽を設けておりますし、道の駅のほうにも貯水槽を設けておりまして、断水の対策ということで新しい施設についてはそういったような対策を取らせていただいているところではございます。

（宍戸一照委員）いろいろ対策を講じていらっしゃるということなのだけれども、そうした中であの当時防災ポンプ、井戸水、これが非常に話題になったのだよね。各家庭の防災ポンプ、それをその近隣の方がもらって当座をしのいだ、給水車は来ない、だから井戸水を使っている方のところからもらって給水したというような。私らは駐屯地からもらったのだけれども、本当なのですよ。駐屯地で給水車を出してくれたの、お願いして。例えばヤクルトのローリー車が来て、駐屯地から水をもらって、みんな透析とかそういう方々の病院を回ったという事例があるのです。そうした中で防災ポンプ、防災井戸、それについてはその後はもう、当時は何年か防災井戸の登録とか、万が一を想定してそういうものの登録とかをやったと思うのだけれども、それ以降はもう今危機管理室でそういうふうな意識はないでしょう。

（危機管理室次長（災害対策担当））防災井戸につきましては今も健在でございまして、市民の皆様からの協力をいただいて、災害の際には、当時もありましたけれども、防災井戸ですということで、協力しますということの看板を設置していただいて協力いただくというような形でさせていただいておりますので、ご心配いただかなくても健在でございます。

（宍戸一照委員）何か所ぐらいあるのですか、大体市として把握していらっしゃる防災井戸というのは。突然の質問ですみません。思い出して。

（危機管理室次長（災害対策担当））公表しているのは176か所です。市で持っている防災井戸は６か所。

（宍戸一照委員）松川学習センターにもあるのだよね。松川支所にも。

（危機管理室次長（災害対策担当））おっしゃるとおりです。

（宍戸一照委員）そうすると、これは定期的にはそういうふうな形でメンテナンスというか、情報交換とかはやっているわけですね、もし万が一のときには。

（危機管理室次長（災害対策担当））井戸が使えなくなったですとか、そういったところには連絡をいただいて、それで私どもが登録の状況は整理をしている形になります。

（宍戸一照委員）あと、今地震と水害なのだけれども、西縁断層帯の辺に住んでいる人間にとってみれば、やっぱり吾妻山の火災、爆発なのだよね。例えば荒川は、雪害時の火砕流に対するあれとして大暗渠ができているわけですよね。国はやっぱりそういう部分においては対策を講じているのだけれ

ども、本市とすれば例えば全市に火山灰が降灰したとか、そういうときには、130年前に爆発をしているわけだけれども、それ以降はないわけ、小康状態を保っているわけです。いつ何どき今の日本の国土を見ると何が起きるか分からない状況だとすれば、吾妻山の一切経付近の大噴火というのは想定はされると思うのだけれども、それに対しては想定というか、何かしらのマニュアルとか、そういうのはあるのですか。

（危機管理室室次長補佐兼防災係長）市のほうでは、吾妻山活動が活発化した場合の避難計画というのをつくっておりまして、各レベルに応じた計画のほうを策定しているところです。今おっしゃられた融雪火山泥流の部分については、実際に爆発、火山が噴いた時点で対応を取るという形になりますが、火山灰については仙台管区気象台とも毎日やり取り、毎日というか、月１回火山性微動とか火山性地震の情報のほうは頂戴しているところですけれども、実際に火山が噴いた後の風向き等、そういった部分も考慮して、市のほうでは避難所の開設とか火山灰の降灰の情報とかというのは随時ＳＮＳ等でお知らせするというような形で対応のほうは取りたいというふうに考えております。

（宍戸一照委員）安心しました。常にそういう意識を持っていただいて、危機管理室としても対応していただいているのであれば、安心して、我々西在に住む人間としてはいつ何どき降灰、火山弾が飛んでくるか分かりませんから、やっぱり今のところは水害よりもそっちのほうが万が一という部分を考えると、水害は荒川はあのとおり完全に整備していただいているし、確かに降灰とか火砕流の流れ、状況というのは防災マップはありますから、これは市民の皆様に周知されているのかなと思ったもので、その点確認して安心しましたので。

（沢井和宏委員長）まだご質問あるかと思いますが、時間も大分経過いたしましたので、後ほどまた追加の疑問がありましたら事務局通しながらお伺いするようにいたしたいと思いますので、本日は本当に長時間のご説明ありがとうございました。

以上で当局説明を終了したいと思います。

当局退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

午後３時32分　　休　　憩

午後３時42分　　再　　開

（沢井和宏委員長）委員会を再開いたします。

この際、ご報告をいたします。

半沢正典委員より、退席する旨の届出がありました。

当局説明に対する意見開陳についてを議題といたします。

本日は、本市の避難所の現状や避難所に関する各種取組や課題について当局からの説明を聴取いたしました。

そこで、今回の当局説明に関して、委員会として今後調査すべきポイントや市が取り組むべき課題

など、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宍戸委員のほうからご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

（宍戸一照委員）先ほど三浦さんからお話があったように、自主防災組織との連携の中で、避難所の運営というものがやっぱり自主防災組織に移行すると、そうした話がこのマニュアルの中でも示されて、開設、立ち上げは市が行うけれども、その後の運営は自主防災組織が行う。ただ、西地区なんかを見た場合、これから地区防災計画を策定するのだよね。そうすると、市のほうでのそういう方針は示されているけれども、やはり各地区の、先進的にやっている南福島、郷野目、あの辺りとか、瀬上とか、こういうところはいいわけだけれども、これからのところ、これがやはり早急に自主防災計画を作成をして、自主防災組織の運営というものをスムーズにやれるような体制を構築しないと、市の方針として開設は市が行うけれども、実際的な運営は自主防災組織が行うというふうな規定が盛り込まれたとすれば、今後自主防災組織の在り方と同時に参加するボランティアの皆様、組織委員の周知、訓練、やっぱりそういうものが避難所の在り方として重要性を増してくるのではないかなというふうに思われますので、その点を速やかな自主防災計画の策定と自主防災組織の整備というものが各地区の避難所の運営においては必要不可欠なのかなというふうに思いますので、早急なる地区防災計画の策定を行うべきであるというのが私の考え方であります。

（鈴木正実委員）先ほど私も聞きましたけれども、避難所の所在についての市民への周知と利用の仕方をもう一度やっぱりこれはしっかりマニュアル化しておくべきかなというのを感じさせていただきました。今後の調査においても避難経路を含めて安全な避難というのは何なのだ、安全な避難所というのは何なのだということをしっかり市民と共有すべきではないかなという、そんな印象を持ったところです。

今ほどあった自主防災組織の関係も必要なことなのですけれども、自主防災といったときの範疇がどこからどこまでやればいいのだというのがちょっと判然としていないなというのがありましたので、自主防災の在り方に関してもしっかり避難して安全になったときの仕組みをつくっていくのかとか、自主防災の仕組みづくりというのも必要だろうというふうに思います。それが避難所運営と密接に関係してくるのかなと。

あとは、避難所に関して、いろんな防災訓練、夜の訓練、日中の訓練、今福島市でいろいろやっていますけれども、宿泊訓練、要するに避難所ができたときに実際そこに泊まってみるというような訓練が今後は必要になるのではないでしょうか。訓練の在り方の中に一つそういった視点も加えていって、すぐではないにしても、視点を加えていってもいいのかなという、そんな印象を持たせていただきました。

先ほど委員長には申し上げたとおり、原子力災害を受けた福島市が、最大の被災というのは原子力災害だというときに、そこまでのマニュアル化をしたものをどういうふうに運用できるのか、そこら辺を今後はちょっと調査の中に加えていただければありがたいかなという、そんなところでした。

以上です。

（三浦由美子委員）質問させていただいた自主防災組織、今鈴木委員もおっしゃっていたように、どこからどこまでというのもやはりはっきりしていないところだなと今改めて感じたところで、やはり地域でのそういった組織も何をしたらいいのかというところの把握がまだちょっとしっかりとされていないのかなとも常日頃から思っているところだったので、そこもはっきりある程度範囲を決めてあげることも市としての役割の一つであるかなと思いました。今回いろいろと行政視察で行く自治体では、それまでの過程、やっぱり行政としての役割でどこまでできるかというちょっとお堅い内容といいますか、これまでにこういうふうにして計画をしてきたのだよというところを聞いてくるということになるので、今日の資料では具体性が見えない感じの課題が書いてあるので、視察先に行ったときに福島市としての課題をどこまで視察先に当てていって、市のための何か役に立つ情報を握ってこなくてはならないなというふうに改めて思いました。なので、私としてはやはり自主防災組織のことに関して市がある程度把握をし、どこまで求めていくかというところの取決めなんかもしていかなくてはならないかなというところが私としての今回の話を聞いた中での課題だと思いました。

以上です。

（後藤善次委員）今日お話を伺って、避難所がテーマだったのだけれども、防災全般まで膨らんでしまったかなという気がいたしました。それで、福島市の今日聞いた内容からすると、３.11とか台風とか、様々な災害を経験してきて、３.11当時の避難所と比べたらすばらしくレベルのいい快適な空間に私はなってきたのではないかなと思います。今回視察に行って何を聞きたいかというと、これ以上のものを避難所に求めるべきなのかどうかということも含めて、至れり尽くせりのレベルまで到達させようとすると大変なことではないのかなという気も逆にしました。ですから、さてここのレベルまで来た福島市はほかの行政と比べたときに何が足りないのかということをやはり比較しながら勉強してくるべきだなと思いました。

もう一つは、外国人対策、それから観光客が避難する、その避難所についてもテーマの一つになってくる、逆に福島市としてなってこなければいけないのかなという気もいたしました。ですから、ちょうど視察に行ったときに何か災害が起こるようなことがないといいのですけれども、そんなときに私らは避難所でどうするのだということも含めてとても興味のあるところだなと思いました。

以上です。

（鈴木　哲委員）避難所を問わず災害の規模によってその場所というのは変わってくるとは思うのですけれども、地域ごとに防災マップいろいろあるとは思うのですけれども、そこに実際そういうことが起こったときにそのとおりにできるかどうかというのが非常に難しいところだというのを聞いたことがありますので、やはり定期的な避難訓練等、その避難場所に向かう順路だとか、実際に足で歩いてみたりとか、そういうことをする必要性があると思います。それによって一番近いところに行くのか、そこではちょっと危険だから、違うところに行くのかと、何か所かぐらいは実際に行ってみてや

る必要があるのかなという気がしました。

それと、訓練の地域の単位もあると思いますが、狭い範囲でやるのか、町内会なのか、地区ごとにやるのか、例えば町内会でも町内会入っていない人はどうするのかとか、そういう問題も出てくると思いますので、そこら辺はある程度半強制的な部分で集まりを持ってもらってやることも必要なのかなとは思いました。

あとは避難所に入った後の医療体制ですとか、あとはそういうときに限っての犯罪の対策だとか、そういう部分も少し考える必要があるかなと。

あとは家族、人間だけではなくて、ペット連れの人もいると思いますので、おそらくペットを飼っている人はペットって家族なので､そういう部分でペット嫌いな人がいるところに一緒に入れるのか、ではそれは外にいなくてはいけないのか、おそらくほかの自治体でもそういうことに対して取り組んでいると思いますので、そういう部分を参考にしていただいてまた考えていただければと思います。

以上です。

（石山波恵委員）今回避難所開設にあたり、やはり台風とか気象災害、ある程度予想して氾濫するというふうな準備段階ができるのと、あと地震災害、突然起きてしまって避難所開設ということで、今回は市民が安心して過ごせる避難所ということをテーマでやっているわけなのですけれども、市民といっても子供から高齢者、障害者まであらゆる市民がいますし、あと安心してというと、先ほど後藤委員が言いましたけれども、どのぐらいのレベルの安心さという、どこを求めるかというところによっても基準が本当に避難所に対しても全然また違うなということ。

また、避難所における市民が最低限できること、自分たちが何をしたらいいのだという最低限のことが市民でも分かるマニュアルがあるというのですけれども、いかに周知していくか。

あと、職員も１回２名体制で12時間ということが先ほど示されましたけれども、実際に職員の方が来ても、マニュアルはあっても、実際発災したらすぐ動いてくれる職員なのか、ただ単に言われないと駄目なのかという職員の質もあると思うので、その辺やはり市民と職員が連携しながらやっていくには、先ほど何回も出ていますけれども、自主防災組織の連携においてどういうふうに作成していって、その辺もこれから行く視察のところで勉強になったらなと思いました。

以上です。

（沢井和宏委員長）ありがとうございました。今様々意見をいただきましたが、先ほどいただいた話が広くなってきて、今回避難所に限定してという話ではあったのですけれども、それだけでは終わらないというのは当然なのかななんて思いました。それで、中心としては避難所の機能をどう充実させていくかと、あとそこに配置する職員なり運営者をどうするのかということと、あとその運営体制をどうするのかということがこれからの視察の中心になるかと思うのですけれども、やはり今まではどちらかというと避難所を運営してもらうという意識のほうが強かったのが、だんだん市のほうとしてはそれぞれの避難所で自主的に運営できるような、そういう組織をどう育てていくかというような、

そういう手法をこれから用いていかないとなかなか速やかな対応はできないし、先ほど議論の中にもありましたように、自分はどこに避難したらいいのだ、市の指示を待つのではなくて、自分が災害があったときには自分のここからどこに避難したらいいのかというのをあらかじめそれぞれ市民に決定してもらうような、やはりそれぞれ市民の自主避難のそういう意識づけをどうするのかというのが今後多分大事になってくるのかな。先ほど後藤さんが言われたように、いつまでもいつまでも市が何かを設置しましたよ、こうしましたよではなくて、市民一人一人がある程度自主的に避難して、自主的に避難所を運営して、なるべく快適に過ごせるような、そういう運営の在り方を市が指導していかなくてはならないのかなというのは何となく今回の視察の主眼になっていくのかななんていう感じが今しております。それには、私もこの資料を見たときにちょっと残念だったのは、東日本大震災のときの避難所開設の状況とか、規模とか、それは人数は出ていましたけれども、もう少し詳しく東日本大震災のときの対応、多分今あれ以上のことが起きたら市としては対応し切れなくなるくらいの状況だったので、やはりあのくらいのことを想定しながら構えていく必要があるのかな。だから、調査項目というか、報告の内容には東日本大震災の教訓をどう生かしていくかというような、そういう視点も必要になってくるかななんて思っております。

（宍戸一照委員）１つ意見なのですけれども、ここに避難所運営マニュアルというのが出されました。そこの中で改訂版として長期化する場合は自主運営組織を立ち上げるなど基準を整理したというふうに書いてあるわけですよね。現状として、例えば先ほど来地域の防災計画を作成して、自主防災組織をつくって、そこに任せると、避難所運営を。現実に例えば自主防災組織、地区防災計画を作成した地区の数、全体のうちの何ぼ、現在の進捗状況、それから自主防災組織を改めて整理したという現在の状況、それから自主防災の長期の運営組織を立ち上げたという数、その辺の実態は我々分からないわけです。今日の説明ではなかったのだ。ひな形としてはあるけれども。その辺の現状の実態というものはどうなっているかをやっぱり少し報告書というか､資料というのが必要なのではないのかなと。現状はどうなのと、福島市は。

（沢井和宏委員長）令和７年度改訂の自主防災組織を立ち上げるというような、令和７年度改訂ですから、どこまで今運営されているのかは未定の部分ですけれども、現在の自主防災の状況についてさらに資料提出ということで、事務局を通しながら担当に再度調査をかけたいと思います。よろしいですか。

（宍戸一照委員）それがないと我々どうなっているのかということ分かりませんので、今回の避難所開設で自主避難所開設、運営が一つの柱になりますから。

（沢井和宏委員長）なるべく視察前までには答えが出てくると比較しやすい部分もあるのかななんて思うので、早急にお伺いしてみたいと思います。

（後藤善次委員）三島市がそうだね。

（宍戸一照委員）あと、加賀市もそうなのです。だから、その辺をやっぱり我々はどうなのと確認し

ておく必要性があるのかなと思ったもので。

（沢井和宏委員長）ありがとうございました。

では、本日いただいた意見については、正副委員長手元で整理をさせていただき、次回の委員会でお示しさせていただきたいと思います。

以上で当局説明に対する意見開陳についてを終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、参考人招致についてを議題といたします。

前回の委員会では参考人招致案について委員の皆様にご確認いただきましたが、それを基に正副委員長手元で資料を作成しました。戻っていただいて、資料の後ろ２つ、まず１つ目、参考人招致プロフィールとあります。参考人招致プロフィールをお開きください。参考人は、福島大学行政政策学類の教授であり、福島大学災害ボランティアセンター顧問を務める鈴木典夫氏であります。こちらは以前委員会で内容は提示しておりますので、説明は割愛させていただきます。

戻りまして、最後に参考人招致実施要領案をお開きください。１番、日時は、令和８年２月５日木曜日午後１時40分から午後３時10分までの１時間30分を予定しております。なお、委員会自体は午後１時半より開会し、午後３時10分以降についても意見開陳等を予定しております。

２番、場所及び３番、目的は記載のとおりであります。

４番、依頼先及び参考人より聴取する意見の内容ですが、依頼先、聴取内容については前回の委員会にてご確認いただいたとおりであります。東日本大震災時の福島大学避難所での体験、それから避難所の在り方について、それから他団体との連携についてをお聞きしたいと思います。

５番目、当日の進め方についてでありますが、午後１時半より委員会を開会し、参考人招致について再度委員会での確認を行った後、参考人をお迎えする予定であります。参考人招致の時間配分は、参考人との調整の結果、参考人の意見開陳を45分、質疑応答を45分の計１時間30分程度を予定しております。参考人がご退席された後、参考人招致に対する意見開陳を行いたいと思います。

６番、報道機関の取材について以降の項目は記載のとおりであります。

説明は以上となりますが、このような内容、日程で参考人招致を進めさせてもらってよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（沢井和宏委員長）ありがとうございます。それでは、こちらの内容で参考人招致を実施すべく、議長から参考人に対して出席依頼をしていただくよう申入れをしたいと思います。

そのほか皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（沢井和宏委員長）なければ、以上で本日の総務常任委員会を閉会いたします。

午後４時04分　　散　　会

総務常任委員長　　沢　井　　和　宏